

修理サービスのご案内(特定保守管理医療機器)

当社におきましては、石川県知事許可(許可番号 17BS200108)を取得しており、当該許可に基づき医療機器の修理・保守点検を行っております。

記

1 業務の範囲

(1)許可を受けた区分(◎)

特定保守管理医療機器(G1~G9)	特定保守管理医療機器以外(非G1~非G9)
◎ 第一区分:画像診断システム関連	◎ 第一区分:画像診断システム関連

(2)修理・保守対応の医療機器

当社は主に EIZO株式会社の以下の製品について、修理・保守点検を行います。

一般的名称 GSDFキャリブレーション機能付き画像診断用ディスプレイ (G1)

2 管理体制について

医療機器修理業責任技術者 蓮井秀治

修理スタッフ 3名

3 修理受付窓口

修理のお申込みをスムーズにおこなっていただくために、Webサイトからのお申込をおすすめします。

■Webサイト

<https://www.eizo.co.jp/support/after/>

混雑状況によってはお時間をいただく場合がありますのでご了承ください。

当社休業日および営業時間外にお申し込みいただいた場合は、翌営業日以降にご連絡いたします。

■連絡先

0570-200-557

営業時間:月~金 9:30~17:00(祝日及び当社休業日を除く)

※ 音声ガイダンスに沿って、「3 故障、修理のご相談」をご選択ください

4 その他

EIZOサポートネットワーク株式会社のホームページでも情報を掲載しております。

<https://www.eizo-support.co.jp/>

以上